

①

納 税 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	住所(所在地)	平川市柏木町藤山××番地××
	氏名(名称)	株式会社〇〇運送 代表取締役 平川次郎
	個人番号 (法人番号)	
	連絡先 (電話番号)	0172-××-××××

②

第 号 徴収猶予・徴収猶予期間の延長 申請書

××年 10月 30日

平川市長 様

私の納付(納入)しなければならない税額等が下記のとおりであることを承認したうえで、下記の理由により一時に納付(納入)できないので 徴収猶予 を申請します。
~~徴収猶予期間の延長~~

なお、承認を受けた場合は、下記の分納計画のとおり納付(納入)することを誓約します。

納 付 す べ ぎ 市 税	通知 番号	年度	期別	納期限	税 目	税 額 (円)	督 促 手 数 料 (円)	延滞金 (円)	加算金 (円)	滞 納 処 分 費 (円)	計 (円)
			××	3	××.9.30	固定資産税	250,000				
		××	4	××.11.30	固定資産税	250,000					250,000
					合計						
納付すべき市税のうち、徴収の猶予(延長)を受けようとする金額						500,000					500,000

徴収猶予期間 ××年 10月 30日 から ×△年 3月 30日 まで 150 日間
延長期間 年 月 日 から 年 月 日 まで 日間

申請理由 ××年9月10日の台風に伴う大雨により、会社事務所が床上浸水し事業に必要な機械や車両も浸水した。修理費に多額の資金が必要となり、市税の一括納付が困難であるため分割での納付としたい。
当該条項 第15条 第1項 第1号 地方税法

納 税 担 保	担保物件	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	理由	猶予を受けようとする金額が100万円を超えないため。			
	差押解除申請	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>					
保 証 人	住所	職業	氏名	印	生年月日		

納 計 画	NO.	分納期限	金額(円)	NO.	分納期限	金額(円)
		①	××.10.30	80,000	⑦	.
	②	××.11.30	80,000	⑧	.	.
	③	××.12.28	80,000	⑨	.	.
	④	×△.1.31	80,000	⑩	.	.
	⑤	×△.2.28	80,000	⑪	.	.
	⑥	×△.3.30	残額+延滞金	⑫	.	.

④

摘要

徴収猶予・徴収猶予期間の延長申請書の書き方について

① 納税者の住所、氏名、連絡先

住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、日中連絡のつく電話番号を記入します。

申請者が法人である場合は、法人番号を記入します。

申請者が個人である場合は、個人番号の記載は不要です。

② 日付、申請区分

申請する年月日を記入します。郵送で提出する場合は、投函日を記入します。

申請書は徴収猶予と徴収猶予の期間延長が記載されています。申請に関係のないものは線を引くなどしてください。なお、猶予期間の延長については、猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由が認められる場合に、当初の猶予期間が終了する前に延長の申請をすることにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で認められることがあります。

③ 徴収猶予を受ける税目、期限、理由、担保等

納税通知書番号は職員が記入します。

納付すべき市税の年度、期別、納期限、税目、税額を記入します。督促手数料、延滞金、加算金、滞納処分費については記入不要です。

徴収猶予期間は、猶予期間の開始日と分納計画の最終日を記入します。猶予期間の開始日とは、通常は申請書を提出する日ですが、次のような場合はそれぞれの日になります。

(1) 申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税の納期限前である場合には納期限の翌日。

(2) 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合には、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日。

申請理由は、猶予該当事実があったことと、それにより一時に納付できないことを具体的に記入します。市ホームページの「市税の徴収猶予について」を参考にしてください。

当該条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに異なります。

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予	納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭った場合	地方税法 第15条第1項第1号
	納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷した場合	地方税法 第15条第1項第2号
	納税者等がその事業を廃止し、又は休止した場合	地方税法 第15条第1項第3号
	納税者等がその事業につき著しい損失を受けた場合	地方税法 第15条第1項第4号
	納税者等に上記4つのいずれかに類する事実があった場合	地方税法 第15条第1項第5号
本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税等が確定した場合	地方税法 第15条第2項	

納税担保は、次のいずれかに該当する場合は不要です。

- (1) 猶予を受ける金額が100万円以下である場合。
- (2) 猶予を受ける期間が3か月以内である場合。
- (3) 担保を提供できない特別の事情がある場合。特別な事情とは、例えば、地方税法により担保として提供できることとされている種類の財産がないこと等が挙げられます。

④ 分納計画

最長1年の範囲内で、猶予を受ける市税を分割で納付する期限と金額を記入します。分納計画の最終回には「残額+延滞金」と記入します。